

技術協力年報

1964

海外技術協力事業団

保存用

禁止出持

技術協力年報

1964

海外技術協力事業団

正 誤 表

頁	行	誤	正
49	上 9	また <u>43</u> 名が	また <u>436</u> 名が
87	下 2	農業技術訓練 <u>棟</u> センター	農業技術訓練 <u>センター</u>
120	上 10	④ 裸搬 <u>用</u> 線路	④ 裸搬 <u>送</u> 用線路
121	上 1	<u>郎</u> 氏を	<u>夫</u> 氏を
141	下 5	インドネシア <u>組</u> は、	インドネシア <u>は</u>
142	上 11	<u>パンジャジャ</u> 大学	<u>プジャジャラン</u> 大学
”	下 3	<u>決定</u> され	<u>派遣</u> され
151	上 1	B A <u>V</u> 地区	B A <u>U</u> 地区
165	上 7	専門家派 <u>遣</u> 事業	専門家派 <u>遣</u> 事業
181	下 8	任期は <u>単</u> 期間	任期は <u>短</u> 期間

JICA LIBRARY



1001574C13

保存用

持出禁止

技術協力年報

1 9 6 4

海外技術協力事業団

国際協力事業団

受入 月日	'84. 5. 23	R000
登録No.	07322	26
		KA

マイクロ
フィルム作成

序

海外技術協力事業団は、前年度にひきつづき38年度「技術協力年報」を作成した。

本書は、主たる目的が事業団の業務実績の報告であるため、所謂、南北問題を含め経済協力のあり方等政策の面にはふれていない。

第三回 DAC 年次審査において「日本の技術援助は拡大しつつあるが、全体の援助計画中における比率は依然として極めて限定されている。今後ともその拡大に一層の努力を望む」と指摘された通り、技術協力は益々その重要度を増し、質・量ともに再検討される時期にきていると思われる。本書が開発途上諸国への技術協力について、何等かの指針ともなればさいわいである。

なお、執務上の便宜を考え、各国別記載の方法を試みた。大方の御利用と御批判をお願いする次第である。

昭和40年3月

海外技術協力事業団理事長 澁 沢 信 一

目 次

第1部 総 論

第1章 技術協力の歩みと背景	(3)
第2章 わが国の技術協力の概況と問題点	(8)
第1節 技術協力の形態と方法	(8)
1. 多国間方式による協力	(9)
2. 二国間方式による協力	(11)
第2節 最近の技術協力事業の概況	(15)
第3節 技術協力の問題点	(19)
1. 援助規模の拡大	(20)
2. 事業内容の改善	(20)
3. 技術協力の効果の拡大	(26)

第2部 各 論

第1章 技術協力事業の概観	(29)
第1節 研修員受入事業	(29)
1. 研修員受入事業の概要	(29)
(1) わが国が研修員受入に要する経費の全額を負担するもの	(29)
(2) わが国が研修付帯費のみを負担するもの	(33)
2. 昭和38年度研修員受入事業の実施状況	(34)
(1) 研修員受入状況	(34)
(2) 研修員の程度と研修期間	(38)
(3) 研修実施状況	(49)

3.	研修員の受入と「言語」の問題	(53)
	(1) 優秀な通訳者——研修監理員制度の確立	(54)
	(2) 日本語教育	(54)
	(3) 外国語に堪能な講師陣および英文教材の整備	(55)
	(4) 研修員のレクリエーション活動	(56)
4.	国内研修センターの運営状況	(56)
	(1) 昭和38年度における3センターの運営状況	(57)
	(2) 中央研修センターの着工	(57)
5.	む す び	(60)
第2節	専門家派遣事業	(72)
1.	専門家派遣事業の制度	(72)
2.	専門家派遣業務の実績	(74)
3.	協力内容と効果についての考察	(78)
4.	専門家派遣の問題点と将来への展望	(80)
	(1) 専門家の業種について	(81)
	(2) 専門家の待遇、身分保証等について	(81)
	(3) 給与等について	(81)
	(4) 語学について	(82)
	(5) そ の 他	(83)
5.	青年技術者派遣計画	(83)
第3節	技術協力センター事業	(85)
1.	概 況	(85)
2.	昭和38年度の主要業務	(87)
	(1) 実施調査に関する業務	(87)
	(2) 海外技術訓練センター設置に関する業務	(88)
	(3) 海外技術訓練センター要員派遣に関する業務	(89)
3.	将来への展望	(89)
第4節	開発調査事業	(91)
1.	概 況	(91)
	(1) 東南アジア地域	(92)
	(2) 中南米地域	(93)
	(3) 中近東・アフリカ地域	(93)

2.	開発調査の問題点	(94)
(1)	プロジェクトの選定	(95)
(2)	効率的な調査を保障する体制	(95)
(3)	フォロー・アップの問題	(96)
3.	調査団の編成	(97)
第5節	賠償等による技術協力事業	(106)
1.	賠償	(106)
(1)	賠償による研修員受入事業	(106)
2.	日本・カンボディア経済技術協力協定に基づく 事業の実施状況	(108)
第6節	国際連合機関が行なう技術協力に対する協力業務	(109)
1.	国連機関「専門家」(Technical Assistance Expert)の 推せん	(110)
(1)	国連の技術援助実施機関(国連技術援助実施部UNTAO等) の募集する専門家の援助分野	(110)
(2)	国連専門機関が募集する専門家の援助分野	(110)
(3)	専門家の任国、任期および言語	(111)
(4)	専門家の応募資格	(111)
(5)	専門家の推せん実績	(112)
2.	国連機関に対する機材調達協力業務	(112)
3.	開発途上にある諸国政府が、独自の計画で招請する 専門家の推せん業務	(113)
第7節	その他の業務	(114)
1.	技術協力基礎的調査および統計資料整備	(114)
2.	技術協力広報出版物刊行	(114)
3.	海外事務所の運営	(116)
4.	語学研修	(116)
第2章	低開発諸国に対する国別の 技術協力の現状	(117)
第1節	ビルマ	(117)

1. 研修員受入事業	(117)
2. 専門家派遣事業	(117)
(1) 日本語講師	(117)
(2) 天然ガス開発専門家	(118)
第2節 カンボディア	(119)
1. 研修員受入事業	(119)
2. 専門家派遣事業	(119)
(1) 電気通信関係専門家	(120)
(2) 牛疫撲滅運動計画	(120)
3. 開発調査事業	(121)
(1) カンボディア とうもろこし開発計画調査	(121)
(2) カンボディア かんがいおよび森林開発計画調査	(123)
(3) メコン河サンポール地点総合開発計画調査	(125)
4. 経済技術協力協定によるセンター事業	(127)
第3節 セイロン	(129)
1. 研修員受入事業	(129)
2. 専門家派遣事業	(129)
(1) 農業専門家	(130)
(2) 木工玩具専門家	(130)
3. 技術協力センター事業	(131)
(1) セイロン漁業訓練センター	(131)
4. 開発調査事業	(133)
(1) セイロン・ゴール漁港および陸上施設開発計画調査	(133)
第4節 インド	(135)
1. 研修員受入事業	(135)
2. 専門家派遣事業	(135)
(1) 鉄道信号専門家	(136)
(2) 農機具専門家	(136)
(3) 青年技術者日本語教師	(136)
3. 技術協力センター事業	(137)
(1) インド農業技術センター	(137)
(2) インド水産加工技術訓練センター	(139)

第5節	インドネシア	(140)
1.	研修員受入事業	(141)
2.	専門家派遣事業	(141)
	(1) 地質関係専門家	(141)
	(2) 日本語教育	(142)
	(3) 野ねずみ駆除	(142)
3.	開発調査事業	(143)
	(1) インドネシア・スラウェシ島ラロナ河電源開発計画予備調査	(143)
4.	賠償等による技術協力事業	(144)
	(1) 賠償による研修員受入事業	(144)
第6節	韓国	(145)
1.	研修員受入事業	(145)
第7節	ラオス	(145)
1.	研修員受入事業	(146)
2.	専門家派遣事業	(146)
	(1) トランジスタラジオの供与	(146)
第8節	マレーシア	(146)
1.	研修員受入事業	(147)
2.	専門家派遣事業	(147)
	(1) マラヤ農業専門家	(147)
	(2) ディーゼルカーの供与	(148)
	(3) 青年技術者日本語教師	(148)
	(4) テレビ関係専門家	(149)
	(5) シンガポール医師	(150)
	(6) サラワク採鉱掘さく専門家	(150)
第9節	ネパール	(151)
1.	研修員受入事業	(151)
2.	専門家派遣事業	(151)
	(1) 薬用植物専門家	(151)
第10節	パキスタン	(152)
1.	研修員受入事業	(152)
2.	専門家派遣事業	(152)

(1) 炭 鋳	(153)
(2) 農業専門家	(153)
3. 技術協力センター事業	(154)
(1) パキスタン農業技術訓練センター	(154)
(2) パキスタン電気通信研究センター	(156)
4. 開発調査事業	(157)
(1) パキスタン、タイ木材利用工業開発計画調査	(157)
(2) 東パキスタン、ダッカ市ブリガンガ河橋梁架設計画調査	(158)
第11節 フィリピン	(161)
1. 研修員受入事業	(161)
2. 専門家派遣事業	(161)
3. 開発調査事業	(161)
(1) 東南アジア・ケーブル計画(フィリピン)調査	(161)
(2) フィリピン工業立地計画調査	(163)
第12節 タ イ	(164)
1. 研修員受入事業	(164)
2. 専門家派遣事業	(165)
(1) 結 核	(165)
(2) バナナ防疫専門家	(166)
(3) ジャガード織物専門家	(166)
3. 技術協力センター事業	(167)
(1) タイ電気通信技術訓練センター	(167)
(2) タイ・ウイルス研究センター	(169)
(3) タイ道路建設技術訓練センター	(170)
第13節 ヴィエトナム	(172)
1. 研修員受入事業	(172)
2. 専門家派遣事業	(172)
(1) 日本語教育	(172)
(2) 浮遊生物学専門家	(173)
3. 開発調査事業	(174)
(1) メコン河支流スレポック上流域開発計画調査	(174)
第14節 中 華 民 国	(175)
1. 研修員受入事業	(175)

2.	専門家派遣事業	176
(1)	海底炭鉱専門家	176
(2)	食物油精製専門家	177
第15節 アフガニスタン		177
1.	研修員受入事業	177
2.	専門家派遣事業	177
(1)	電力専門家	178
3.	技術協力センター事業	178
(1)	アフガニスタン小規模工業技術訓練センター	178
第16節 アラブ連合		180
1.	研修員受入事業	180
2.	専門家派遣事業	180
(1)	港湾関係専門家	180
(2)	食肉衛生専門家	181
3.	開発調査事業	181
(1)	アラブ連合砂漠地域開発計画調査	181
第17節 ガーナ		183
1.	研修員受入事業	183
2.	専門家派遣事業	183
(1)	水道専門家	184
3.	開発調査事業	184
(1)	ガーナ中小工業計画調査	184
4.	技術協力センター事業	186
(1)	ガーナ繊維訓練センター	186
第18節 イラン		188
1.	研修員受入事業	188
2.	専門家派遣事業	189
3.	技術協力センター事業	189
(1)	イラン小規模工業技術訓練センター	189
第19節 ケニア		190
1.	研修員受入事業	190

2. 技術協力センター事業	(191)
(1) ケニア小規模工業技術訓練センター	(191)
第20節 レバノン	(192)
1. 研修員受入事業	(192)
2. 専門家派遣事業	(192)
(1) 人形製作専門家	(193)
3. 開発調査事業	(193)
(1) レバノン(バイルート～ダマスカス間)トンネル建設計画調査	(193)
第21節 ナイジェリア	(196)
1. 研修員受入事業	(196)
2. 専門家派遣事業	(196)
(1) 水道専門家	(196)
(2) 土工学専門家	(197)
第22節 スーダン	(197)
1. 研修員受入事業	(197)
2. 専門家派遣事業	(197)
(1) 鉄道専門家	(197)
(2) 水産, 畜産専門家	(198)
3. 開発調査事業	(198)
(1) スーダン, タンガニーカ中小工業開発計画調査	(198)
第23節 ポリヴィア	(201)
1. 研修員受入事業	(201)
2. 開発調査事業	(201)
(1) ポリヴィア電源開発計画調査	(201)
第24節 ブラジル	(204)
1. 研修員受入事業	(204)
2. 専門家派遣事業	(204)
3. 技術協力センター事業	(204)
(1) ブラジル繊維工業技術訓練センター	(204)
第25節 チリ	(205)
1. 研修員受入事業	(206)

2. 専門家派遣事業	(206)
(1) 港湾建設専門家	(206)
3. 開発調査事業	(207)
(1) ベルー、チリ木材利用工業開発計画調査	(207)
第26節 エル・サルヴァドル	(207)
1. 研修員受入事業	(207)
2. 専門家派遣事業	(207)
(1) 国立工業高校に対する援助	(207)
第27節 メキシコ	(208)
1. 研修員受入事業	(208)
2. 開発調査事業	(208)
(1) メキシコ鉄鉱資源開発計画調査	(208)
第28節 パラグアイ	(211)
1. 研修員受入事業	(211)
2. 開発調査事業	(211)
(1) パラグアイ鉄道建設計画調査	(211)
(2) パラグアイ・エンカルナシオン市水道建設計画調査	(213)
第29節 ペルー	(215)
1. 研修員受入事業	(215)
2. 開発調査事業	(216)
(1) ペルー電気通信網開発計画調査	(216)
(2) ペルー、チリ木材利用工業開発計画調査	(217)
第30節 その他	(219)
1. 研修員受入事業	(219)
(1) エチオピア	(219)
(2) イラク	(220)
(3) サウディアラビア	(220)
(4) シリア	(220)
(5) トルコ	(220)
(6) アルゼンティン	(221)
(7) コロンビア	(221)
(8) エクアドル	(221)
(9) ヴェネズエラ	(221)
(10) その他欧州等	(222)
2. 専門家派遣事業	(222)
(1) ヴェネズエラ	(222)
3. 開発調査事業	(223)
(1) マダガスカル鉱物資源開発計画調査	(223)

第3部 統計篇

統計を見るときにの注意事項 (227)

(I) 研修員受入実績

- (1) 研修員受入 計画別・業種別人員実績総括表 (228)
- (2) 研修員受入 計画別・年度別人員実績総括表 (228)
- (3) 計画別による年度別・業種別研修員受入実績 (229)
 - 1. コロンボ計画 2. その他アジア地域等計画 3. 中近東・アフリカ計画 (229)
 - 4. 中南米計画 5. 原子力計画 6. 日米合同第三国計画 (230)
 - 7. 国連計画 8. 政府一般要請 (231)
 - 9. インドネシア賠償 10. フィリピン賠償 (232)
- (4) 国別による年度別・計画別・業種別研修員受入実績 (233)

コロンボ地域 ((4)の1～(4)の16)

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| 1. ビルマ (233) | 2. カンボディア (234) |
| 3. セイロン (235) | 4. 香 港 (235) |
| 5. インド (236) | 6. インドネシア(1と2) ... (237)(238) |
| 7. ラオス (238) | 8. マラヤ (239) |
| 9. ネパール (240) | 10. 北ボルネオ (240) |
| 11. パキスタン (241) | 12. フィリピン (242) |
| 13. サラワク (243) | 14. シンガポール (244) |
| 15. タ イ (245) | 16. ヴィエトナム (246) |

その他アジア地域等 ((4)の17～(4)の19)

17. 中華民国... (247) 18. 韓国... (248) 19. その他 (248)

中近東・アフリカ地域 ((4)の20～(4)の38)

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 20. アフガニスタン (249) | 21. アラブ連合 (249) |
| 22. エチオピア (250) | 23. ガーナ (250) |
| 24. イラン (251) | 25. イラク (251) |
| 26. イスラエル (252) | 27. レバノン (252) |

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 28. リビア …………… (253) | 29. マリ …………… (253) |
| 30. ケニア …………… (253) | 31. モロッコ …………… (253) |
| 32. ナイジェリア …………… (254) | 33. サウディアラビア …………… (254) |
| 34. シエラ・レオネ …………… (254) | 35. スーダン …………… (255) |
| 36. シリア …………… (255) | 37. タンガニーカ …………… (255) |
| 38. トルコ …………… (256) | |

中南米地域 ((4)の39～(4)の55)

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 39. アルゼンティン …………… (257) | 40. ボリヴィア …………… (257) |
| 41. ブラジル …………… (258) | 42. コロンビア …………… (258) |
| 43. チリ …………… (259) | 44. コスタリカ …………… (259) |
| 45. キューバ …………… (260) | 46. エクアドル …………… (260) |
| 47. エル・サルヴァドル …………… (261) | 48. グアテマラ …………… (261) |
| 49. ハイチ …………… (262) | 50. ホンデュラス …………… (262) |
| 51. メキシコ …………… (262) | 52. パナマ …………… (263) |
| 53. パラグアイ …………… (263) | 54. ペルー …………… (264) |
| 55. ヴェネズエラ …………… (264) | 56. その他欧米諸国等 …………… (265) |

(5) 年度別による計画別・国別・業種別研修員受入実績

昭和29年度 ((5)の1～(5)の3)

- | | | |
|--------------|---------|----------------------|
| 1. 日米合同第三国計画 | 2. 国連計画 | 3. 政府一般要請…………… (266) |
|--------------|---------|----------------------|

昭和30年度 ((5)の4～(5)の7)

- | | | |
|-----------------------|--------------|--------------------|
| 4. コロンボ計画 | 5. 日米合同第三国計画 | 6. 国連計画…………… (267) |
| 7. 政府一般要請 …………… (268) | | |

昭和31年度 ((5)の8～(5)の11)

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 8. コロンボ計画 | 9. 日米合同第三国計画 …………… (268) |
| 10. 国連計画 | 11. 政府一般要請…………… (269) |

昭和32年度 ((5)の12～(5)の15)

- | | | |
|------------------------|----------|---------------------|
| 12. コロンボ計画 …………… (269) | | |
| 13. 日米合同第三国計画 | 14. 国連計画 | 15. 政府一般要請 …… (270) |

昭和33年度 ((5)の16～(5)の21)

- | | | |
|---------------|----------------|---------------------|
| 16. コロンボ計画 | 17. 中近東・アフリカ計画 | 18. 中南米計画………… (271) |
| 19. 日米合同第三国計画 | 20. 国連計画…(272) | 21. 政府一般要請… (273) |

昭和34年度 (5)の22～(5)の28)

22. コロンボ計画 (273)
23. 中近東・アフリカ計画 24. 中南米計画 25. 日米合同第三国計画 (274)
26. 国連計画 27. 政府一般要請 28. 原子力計画 (275)

昭和35年度 (5)の29～(5)の37)

29. コロンボ計画 30. 中近東・アフリカ計画 31. 中南米計画..... (276)
32. 日米合同第三国計画 33. 国連計画..... (277)
34. 政府一般要請 35. 原子力計画..... (278)
36. その他アジア地域等計画 37. インドネシア賠償 (278)

昭和36年度 (5)の38～(5)の46)

38. コロンボ計画 39. 中近東・アフリカ計画..... (279)
40. 中南米計画 41. 日米合同第三国計画..... (280)
42. 国連計画 43. 政府一般要請..... (281)
44. 原子力計画 45. その他アジア地域等計画 46. インドネシア賠償... (282)

昭和37年度 (5)の47～(5)の54)

47. コロンボ計画 48. 中近東・アフリカ計画..... (283)
49. 中南米計画 50. 日米合同第三国計画..... (284)
51. 国連計画 52. 政府一般要請..... (285)
53. 原子力計画 54. その他アジア地域等計画..... (286)

昭和38年度 (5)の55～(5)の64)

55. コロンボ計画 56. その他アジア地域等計画..... (287)
57. 中近東・アフリカ計画 58. 中南米計画..... (288)
59. 原子力計画 60. 日米合同第三国計画..... (289)
61. 国連計画..... (290)
62. 政府一般要請 (291)
63. インドネシア賠償 64. フィリピン賠償..... (292)

(II) 専門家派遣実績

- (1) 専門家派遣 計画別・業種別人員実績総括表 (293)
(2) 専門家派遣 計画別・年度別人員実績総括表 (293)
(3) 計画別による年度別・業種別専門家派遣実績 (294)
1. コロンボ計画 2. その他アジア地域等計画..... (294)

3.	中近東・アフリカ計画	4.	中南米計画	5.	青年技術者派遣計画	(295)		
(4)	国別による年度別・計画別・業種別専門家派遣実績						(296)	
	コロンボ地域 ((4)の1～(4)の14)								
1.	ビルマ	2.	カンボディア	3.	セイロン	(296)		
4.	インド	5.	インドネシア	6.	ラオス	(297)		
7.	マラヤ	8.	ネパール	9.	パキスタン	(298)		
10.	フィリピン	11.	サラワク	12.	シンガポール	(299)		
13.	タイ	14.	ヴィエトナム			(300)		
	その他アジア地域等								
15.	中華民国					(301)		
	中近東・アフリカ地域 ((4)の16～(4)の27)								
16.	アフガニスタン	17.	アラブ連合			(301)		
18.	エチオピア	19.	ガーナ	20.	イラン	(302)		
21.	レバノン	22.	ナイジェリア	23.	スーダン	24.	シリア	(303)
25.	タンガニーカ	26.	トルコ	27.	チュニジア	(304)		
	中南米地域 ((4)の28～(4)の36)								
28.	アルゼンティン					(304)		
29.	ボリヴィア	30.	ブラジル	31.	チリ	(305)		
32.	エクアドル	33.	エル・サルヴァドル	34.	パラグアイ	(306)		
35.	ヴェネズエラ	36.	その他欧米諸国等			(307)		
(5)	年度別による計画別・国別・業種別専門家派遣実績						(308)	
	昭和30年度および31年度								
1.	～2.	コロンボ計画				(308)		
	昭和32年度								
3.	コロンボ計画					(309)		
	昭和33年度 ((5)の4～(5)の6)								
4.	コロンボ計画	5.	中近東・アフリカ計画			(309)		
6.	中南米計画					(310)		
	昭和34年度 ((5)の7～(5)の9)								
7.	コロンボ計画	8.	中近東・アフリカ計画			(310)		
9.	中南米計画					(311)		

昭和35年度 (5)の10～(5)の13)

- | | |
|------------|----------------------------|
| 10. コロンボ計画 | 11. 中近東・アフリカ計画…………… (311) |
| 12. 中南米計画 | 13. その他アジア地域等計画…………… (312) |

昭和36年度 (5)の14～(5)の17)

- | | | |
|-------------------------|-----------|--------------------------|
| 14. コロンボ計画 ……………… (312) | | |
| 15. 中近東・アフリカ計画 | 16. 中南米計画 | 17. その他アジア地域等計画 …… (313) |

昭和37年度 (5)の18～(5)の21)

- | | |
|------------|----------------------------|
| 18. コロンボ計画 | 19. 中近東・アフリカ計画…………… (314) |
| 20. 中南米計画 | 21. その他アジア地域等計画…………… (315) |

昭和38年度 (5)の22～(5)の26)

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| 22. コロンボ計画 | 23. 中近東・アフリカ計画…………… (316) |
| 24. 中南米計画 | 25. 青年技術者派遣計画…………… (317) |
| 26. その他アジア地域等計画 ……………… (317) | |

(Ⅲ) 技術協力に要した主要経費実績表

- | | |
|--|-----------------------------|
| (1) 計画別および事業別による年度別経費…………… (318) | |
| 1. コロンボ計画 (受入・派遣費) ……………… (318) | |
| 2. 中近東・アフリカ計画 (" ") ……………… (320) | |
| 3. 中南米計画 (" ") ……………… (322) | |
| 4. その他アジア地域等計画 (" ") ……………… (324) | |
| 5. 原子力計画 (受入費) | 6. 日米合同第三国計画 (受入費) …… (326) |
| 7. 国連および政府要請によるもの (受入費) ……………… (326) | |
| 8. 青年技術者 (派遣費) ……………… (326) | |
| 9. 海外技術協力センター経費 (年度別) (Ⅰ) ……………… (328) | |
| " " (各センター別・年度別) (Ⅱ) ……………… (328) | |
| " " (" ") (Ⅲ) ……………… (332) | |
| 10. 開発調査事業費 (年度別・計画別) (Ⅰ) ……………… (334) | |
| 投資前基礎調査費 (年度別・国別) (Ⅱ) ……………… (336) | |
| 海外開発計画調査費 (" ") (Ⅲ) ……………… (338) | |
| 11. インドネシア賠償研修員受入経費 ……………… (338) | |
| 12. 補助金または交付金 (年度別委託事務費) ……………… (339) | |

(2) 海外技術協力関係主要経費実績国別統計総括表	(340)
1. 東南アジア地域	(340)
2. 中近東・アフリカ地域	(342)
3. 欧州地域 4. 中南米地域	(344)
(3) 海外技術協力関係主要経費実績 国別・年度別統計表	(346)
1. 研修員受入費	
(イ) コロンボ計画	(346)
(ロ) その他アジア地域等計画 (ハ) 中近東・アフリカ計画	(348)
(ニ) 原子力計画 (ホ) 中南米計画	(350)
(ヘ) 日米合同第三国計画 (ト) 国連および政府一般要請	(352)
2. 専門家等派遣費	
(イ) コロンボ計画	(354)
(ロ) その他アジア地域等計画 (ハ) 中近東・アフリカ計画	(356)
(ニ) 中南米計画 (ホ) 青年技術者	(358)
3. 機械器具費	
(イ) コロンボ計画 (ロ) その他アジア地域等計画	(360)
(ハ) 中近東・アフリカ計画 (ニ) 中南米計画	(362)
(ホ) 青年技術者	(364)
4. 海外センター調査派遣費	(364)
(イ) 調査団派遣費	(364)
(ロ) センター設置費	(366)
(ハ) センター要員派遣費	(366)
5. 投資前基礎調査費	(368)
6. メコン河開発調査費	(370)
7. 海外開発計画調査費	(370)
8. 管 理 費	(370)

第4部 参考編

第1章 各国の対外援助機構および実績の概要…… (375)

第1節 アメリカ …………… (375)

1. 概況 …………… (375)
2. 援助機構 …………… (376)
3. 援助実績 …………… (379)

第2節 イギリス …………… (380)

1. 概況 …………… (380)
2. 援助機構 …………… (381)
3. 援助実績 …………… (382)

第3節 ドイツ …………… (386)

1. 概況 …………… (386)
2. 援助機構 …………… (387)
3. 援助実績 …………… (390)

第4節 フランス …………… (391)

1. 概況 …………… (391)
2. 援助機構 …………… (391)
3. 援助実績 …………… (393)

第5節 イタリア …………… (394)

1. 概況 …………… (394)
2. 援助機構 …………… (395)
3. 援助実績 …………… (396)

第6節 カナダ …………… (397)

1. 概況 …………… (397)
2. 援助機構 …………… (397)
3. 援助実績 …………… (398)

第7節 オーストラリア	(402)
1. 概況	(402)
2. 援助機構	(402)
3. 援助実績	(404)
第8節 ベルギー	(406)
1. 概況	(406)
2. 援助機構	(406)
3. 援助実績	(406)
第9節 デンマーク	(408)
1. 概況	(408)
2. 援助機構	(409)
3. 援助実績	(410)
第10節 ニュージーランド	(411)
1. 概況	(411)
2. 援助機構	(411)
3. 援助実績	(412)
第11節 ノールウェー	(414)
1. 概況	(414)
2. 援助機構	(414)
3. 援助実績	(415)
第12節 国際連合	(416)
1. 概況	(416)
2. 援助実績	(418)
第13節 DAC加盟諸国による援助	(432)
第2章 民間ベースによる技術協力事業	(442)
第1節 海外技術者研修協会の研修員受入	(442)
1. 概要	(442)
2. 現況	(442)
3. 受入実績	(443)
第2節 日本商工会議所の専門家派遣、企業進出の斡旋	(445)

第3章 わが国の資本協力の概要	(447)	
第1節 わが国の資本協力	(447)	
第2節 日本輸出入銀行	(448)	
1. 概 要	(448)	
第3節 海外経済協力基金	(450)	
1. 概 要	(450)	
2. 活動実績	(450)	
第4章 各省の技術協力関係予算	(452)	
1. 外務省	(452)	
2. 通産省	(453)	
3. 農林省	4. 厚生省 (454)	
5. 建設省	6. 法務省	7. 科学技術庁 (455)
8. 文部省	(456)	

第 1 部 總 論

第1章 技術協力の歩みと背景

わが国の技術協力は、すでに10年余の歴史をもち、その規模は増大の一途をたどりつつあるが、とくに最近においては、国連貿易開発会議、開発援助委員会（D A C）等の動きを背景にして、国際的にもより一層の前進が望まれている。一方国内的にも開放経済への移行に伴い、技術協力を含めていわゆる経済協力は、今後の外交および対外経済政策の重要な柱として大きな役割を果さなければならない。

最初に、このようなわが国の技術協力の経緯を略述する。すなわち、わが国の技術協力は、1952年に国連拡大技術援助計画（U N E P T A）に8万ドルの拠出を行なって、国連を通ずる技術協力に参加した時に始まった。次いで、1954年（昭和29年）コロンボ計画に加盟し、1,300万円の予算をもって同計画のもとに二国間でなう直接の技術協力事業を開始した。コロンボ計画による技術援助の当初は、研修員の受入れ、専門家の派遣事業のみであったが、技術協力に対する国際的要請の高まりおよびわが国のめざましい経済成長と相まって、技術協力の規模・内容も年々拡充し、昭和38年度には約15億2,000万円の外務省予算が計上されるに至り、また、昭和39年度には約17億4,100万円と増強された。さらに、その内容も、当初の研修員の受入れ、専門家の派遣に加えて、人と機材をあわせ供与するセンターの設置、開発計画に対するコンサルティング業務を行なう開発調査および機材のみの供与（昭和39年度からの新規事業）と多岐にわたるに至っている。また対象地域としては、当初はいわゆるコロンボ計画地域のみを対象としていたが、現在では中南米、中近東・アフリカ等すべての低開発地域に広がられている。

一方国際機関を通ずる技術協力も国連拡大技術援助計画への拠出のほか、国連特別基金、アジア生産性機構等にも参加（1964年、以上3機関に対し拠出金および分担金約297万ドルを支出）するとともに、それら機関の行なう事業に

関連して、研修員の受入れ、派遣専門家の推せん、機材調達の斡旋等の業務を実施するなど積極的な貢献に努めている。

この間にあって事業の実施体制としては、二国間ベースのものを中心に各種の民間団体が設立され、もっぱら外務省からの委託事業としてこれを推進してきた。しかしながらこのような体制では、技術協力がわが国の経済・外交上果たす役割の重要性からみて、その総合的施策の隘路となっていることが強く認識されるにともない、従来の各種実施機関を統合して、政府ベースの技術協力推進の一元機関として長期的かつ安定的な実施体制整備の構想が生じ、昭和37年6月30日、海外技術協力事業団（昭和37年5月、法律第120号海外技術協力事業団法による）が設立された。

なお、わが国の行なう技術協力としては、以上のほかに賠償等を通じての技術協力、通商産業省の行なう開発調査、民間機関を通じての研修員受入れ、文部省の行なう留学生の受入れ等が挙げられる。

このようにわが国の技術協力は、開始当時に比べれば量的にも質的にもまた機構的にも飛躍的に拡大・強化されてきているが、その現状を国際的にみると未だ極めて不十分な状況にある。この点については、広く経済協力全般に関する最近の国際的な動向からみても顕著に表われている。

まず経済協力に関する先進諸国の機構をみると、米国では1961年3月、ケネディ大統領が対外援助教書において低開発国援助をさらに強化する決意を表明するとともに、援助体制を整備することを明らかにし、これに基づき、1961年対外援助法の制定、ICA、DLFに代わる新しい援助機構として国際開発局（AID）の設立、平和部隊の発足等の援助体制の改革を行なった。

国際開発局（AID）は国務省の下で軍事援助以外の対外経済援助を総合的に実施する機関であり、地域別に分かれた4局と事業別の19局からなるぼう大な機構と人員を擁し、開発借款・開発贈与および技術援助その他の援助業務を行なっている。また、英国では、従来各省に分割して実施されていた技術協力を一元的に実施するために1961年7月に技術協力省（同省は1964年10月、海外開発省と改称）が設置され、海外植民地開発計画、コロombo計画、アフリカ援

助計画等の技術援助業務を行なっている。カナダでは対外援助の健全な実施と迅速化を図る目的をもって1960年11月に対外援助庁が発足し、技術援助を中心に資本援助を含めた対外援助を総合的に実施する機関として活動している。その他西ドイツでは1961年11月に経済協力省が設立されるなど、各国ともに援助の拡大とその効率の実施を目指して各種の立法や機構の整備・強化が行なわれている。

第1表 DAC 加盟国の経済援助額および技術援助額

(単位 100万ドル)

項目 国名	1962年 経済援助額	1962年国民 総生産に対 する経済援 助額の比率 (%)	1963年 経済援助額	1963年技術 援助額(多 国間援助も 含む)	技術援助額 の経済援助 額に占める 比率(%)
米 国	4,466.0	0.99	4,727.0	436.0	9.2
フ ラ ンス	1,288.7	2.35	1,087.9	335.7	30.9
英 国	643.3	1.01	724.1	78.6	10.9
ド イ ツ	681.5	1.00	557.1	73.0	13.1
日 本	282.0	0.66	264.7	7.3	2.8
イ タ リ ア	277.8	0.89	270.9	9.7	3.6
ベルギー	128.9	1.26	171.7	25.1	14.6
オランダ	139.7	1.31	145.1	7.5	5.2
カナダ	68.0	0.24	103.7	10.2	9.8
ポルトガル	54.6	2.32	62.4	8.8	14.1
デンマーク	12.1	0.21	13.9	4.6	33.1
ノールウェー	8.6	0.21	24.4	3.5	14.3

注(1) DAC Development Assistance Efforts and Policies 1964 Review により作成。

- (2) 資金額は無償供与、賠償支払、5年以上の借款等の合計であり、二国間方式によるもの(直接援助)および多国間方式(国連機関への拠出による間接援助)とを含む。
- (3) 日本の技術援助額730万ドル(26.28億円)の内、280万ドルは国連諸機関への拠出、450万ドル(16.2億円)は二国間ベースによる援助額であり、海外技術協力事業団の実施する技術援助のほか、国費留学生受入れ、および民間研修に対する補助金を含む。

次に先進国の援助の規模を開発援助委員会（DAC）の1964年の報告によりみると、1963年の経済援助総額は米国の47億2,700万ドルをトップに、フランス、英国、ドイツと続いており、わが国は2億6,470万ドルとDAC加盟国中で第6位になっている。1962年ではこれを国民所得に対する割合でみると、フランスの2.35%に次いで米国、英国、ドイツ、ベルギー、オランダ等1%前後

第2表 DAC加盟国の派遣専門家および受入研修員数

(単位 人)

国名	専門家派遣数		留学生および研修員の受入れ数	
	1962	1963	1962	1963
ベルギー	2,677	2,674	1,863	2,134
カナダ	182	242	682	970
デンマーク	33 ^a	88 ^a	51 ^a	86 ^a
フランス	48,094	51,185	9,197	11,581
ドイツ	620 ^b	928	7,846	8,549
イタリア	318	275	2,026	2,298
日本	183	193	384	434
オランダ	66	105	92 ^b	129 ^b
ノールウェー	42	73	78 ^b	86 ^b
ポルトガル		981		1,039 ^c
英国	16,092	13,548	3,936 ^c	4,039 ^c
米国	7,403 ^d	11,428	8,776 ^d	9,826
DAC諸国合計	76,691	81,508	35,970	41,171

(DAC資料による)

注(1) 注(2)で別記していないものは一定日現在の数である。

- (2) a. 当該年における経費支出人数。
 b. 当該年における新規派遣および受入れ数。
 c. 1961～1962年度および1962～1963年度における新規受入れ数。
 d. ポルトガルの人数を事務局の推計により加算。

またはそれ以上であるに対し、わが国は0.66%とこれら諸国に比較して非常に下回っており、しかも1961年以来、額・率とも低下の一途をたどっている。またこの中技術援助だけについてみると、1963年の援助額では最高が米国4億3,600万ドルで、これに次いでフランス3億3,570万ドル、英国7,860万ドル、ドイツ7,300万ドルであるに対し、わが国は730万ドルときわめて少額で、DAC加盟国中10番目である。また経済援助額に占める技術援助額の比率ではわずかに2.8%で、これはDAC加盟国中の最下位となっている。(第1表参照)

また、技術援助による研修員受入れ数および専門家派遣数でみても、わが国は米国、英国、フランス、ドイツ等の約10分の1ないし20分の1程度となっている。(第2表参照)

先進諸国の最近における援助機構の整備および援助の実績は上述の通りであるが、このような国際的な動向の中で、1963年～64年における経済協力に関する国際協調の主なる動きを概述すると、まずDAC(開発援助委員会)の活動に注目する必要がある。DACは衆知のようにOECDの下部機関として低開発国への資金の流れを増大し、援助の有効性を高め、また加盟国の援助努力の調整を行なうことを主なる目的としており、わが国は1961年DACの前身であるDAG(開発援助グループ)に当初から加盟している。DACは、その活動として加盟国の援助政策と実績をコンフロンテーション方式により毎年審査しているが、この第2回年次審査が1963年5月～6月に、また、第3回年次審査が1964年5月～6月に開かれた。とくに、第3回の対日年次審査におけるソープDAC議長の見解においては、日本の対外援助総額が少額にすぎること、援助条件が厳しくかつ貿易政策と過度に結びつけられていることなどと並んで「日本の技術協力は拡大はしつつあるが、全体の援助計画中に占める比率は依然としてきわめて限定されている。今後ともその拡大に一層の努力を望む。」と指摘されている。その他DACの技術協力に関する活動としては、1961年7月に技術協力作業部会が設置され、技術協力に関する情報の交換、調整方法などの討議が行なわれている。

次にコロンボ計画の動きとしては、1963年10月～11月にタイのバンコックで

コロンボ計画年次協議委員会第15回会議が開かれ、アフガニスタンおよび英国の保護領マルディブ諸島の加盟が承認された。ほか特別議題として「経済開発のための労働力計画」が審議され、中級レベル労働力の不足が指摘されるとともに、各国が経済開発計画の策定に際し、適正な人的資源の開発が重点事項として採用されなければならないことが強調された。

さらに1964年3月～6月に開かれた国連貿易開発会議は、南北の経済問題を討議した画期的な国際経済会議であり、主要な問題としては一次産品貿易の拡大、低開発国の製品・半製品輸出の拡大、貿易拡大のための援助の拡充、機構上の改善策が取り上げられたが、援助に関連して先進諸国の援助規模を各国の国民所得の1%に近付けるべく努力すべしとの勧告がフランスから提案され、わが国もこれに賛成して採択された。この結果、わが国としても援助の量的拡大への一層の努力を迫られることはいうまでもない。そのほかに援助政策の一般原則として低開発国の開発計画に合致した援助、返済能力に応じた援助条件の設定、技術援助の強化、民間投資の促進等を内容とする勧告が採択された。いずれにせよこの国連貿易開発会議は、わが国としても低開発国との貿易問題とならんで、援助問題について質・量ともに改善の再検討を必要とする段階にきていることを如実に示したものといえよう。

第2章 わが国の技術協力の 概況と問題点

第1節 技術協力の形態と方法

政府ベースの技術協力は、国際連合等の国際的な機関を通じて行なう多国間方式と、援助国と被援助国の間で直接行なう二国間方式に大別される。

なお、そのほかに民間ベースの技術協力が実施されている。政府ベースの技術協力事業を方式別に説明すると次の通りである。

1. 多国間方式による協力

現在、世界的な規模で展開されている多国間方式の技術援助の主なものは、国際連合を通じて行なわれるものであり、「国連通常技術援助計画 (Regular Programme of Technical Assistance)」、「国連拡大技術援助計画 (Expanded Programme of Technical Assistance)」および「国連特別基金 (United Nations Special Fund)」その他国連専門機関が主なる実施機構である。それらは、それぞれ国連の精神をよりどころとして、別個の性格と使命をもつ機構として援助活動を推進している。

「国連通常技術援助計画」は、1948年に採択されたもので、国際連合として、低開発国の経済開発のための技術援助に取り組んだ最初のものである。当計画は、国連が毎年通常予算に計上する「技術援助予算」を財源とし、経済開発計画、社会福祉事業、公共行政(国際行政官制度を含む)、人権拡張の各分野に対して、奨学資金および研究費の支給、訓練計画の樹立、専門家・使節団の派遣、セミナーの開催その他各種便宜および役務の提供等の協力を行なっている。

「国連拡大技術援助計画」は、1949年に誕生したもので、通常技術援助計画には予算的な限界があり、それを越えた援助を実施することと、低開発地域の開発援助を世界的な意図と活動にまで高めることをねらいとして設立された。その財源は国連および専門機関に加盟している諸国が毎年特にこの目的のために自発的に拠出する資金を財源とし、援助申請国からの要請に基づき、国連技術援助評議会(Technical Assistance Board=T A B)が作成する計画に基づき、技術援助委員会(Technical Assistance Committee=T A C)の承認を得て実施される。実際の援助活動は国連技術援助事業部(U N T A O)の他、当計画に参加している国連の専門機関——すなわち国際労働機関(I L O)、国連食糧農業機関(F A O)、国連教育科学文化機関(U N E S C O)、国際民間航空機関(I C A O)、世界保健機関(W H O)、国際通信連合(I T U)、世界気象機関(W M O)、万国郵便連合(U P U)——それに国際原子力機関(I A E A)の各機関を通じて、専門家派遣、フェローシップまたはスカラシップの授与、施設・設備に対する援

助、ゼミナールの開催等の方法により実施される。

「国連特別基金」は1959年に発足したもので、財源は拡大技術援助計画と同じくその基金は、国連・専門機関またはI A E Aの加盟国に限定された参加各国の自発的拠出により賄われ、その事業は、実際には専門機関を通じて実施される。前2計画と異なる点は、比較的大規模なプロジェクトに重点をおき、さらに、国家単位よりはむしろプロジェクト自体を考慮し、かつ広く地理的分布状況を勘案して実施する方針をとっているということである。援助対象分野として定められている項目は、天然資源(労働を含む)、工業(中小企業を含む)、農業、運輸通信、建築住宅、教育、保健、統計および公共行政分野であり、調査・研究訓練・デモンストレーションのうちいずれか、あるいは組合わせにより実施される。

具体的には、職員や専門家の派遣、設備・器具・サービスの提供、研究所・訓練センター・プラント・作業場等の設置、フェローシップの授与等の方法が用いられる。

その他、国連の専門機関による技術協力がある。専門機関は、拡大技術援助計画および特別基金の実施機関としての役割を果たすほか、独自の予算をもって技術援助を実施している。このような専門機関としてはI L O、F A O、U N E S C O、W H O等の各機関がある。I A E Aは国連専門機関ではないが、拡大技術援助計画および特別基金の実施機関としての役割を果たしているのみならず、自ら加盟国の自発的拠出金をもってアイソトープの医療および農業における利用、各国の原子力平和利用開発計画の立案等について技術援助を行なっている。また国連の一般予算外の基金事業の一つである国連児童基金(U N I C E F)は、参加各国のほか非政府機関、個人からの自発的拠出金をその財源とし、児童の保護・栄養の分野で協力を行なっている。

以上はいわゆる国連を主とする多国間援助の主要なものであるが、わが国は、これらすべてに対して政府として拠出金あるいは分担金を出して積極的に協力を行なっているほか、わが国の国連技術協力に対する協力の一環として、これらの計画に基づきわが国に受入れる研修員に対する研修、国連専門家とし

てのわが国技術者の派遣および技術協力用機材の日本での調達等に積極的に貢献する建て前の下に、海外技術協力事業団はこれについての協力業務を実施している。

国連以外の国際機関としてはアジア諸国の生産性の向上、生産性運動の促進を目的として、1961年5月アジア生産性機構（A P O）が発足し、調査・訓練・助言の形で各加盟国の生産性機構に対し、またはそれらの機構を通じて援助を実施しているが、わが国は設立準備段階より指導的役割を果し、その重要な構成国の一つとなっている。A P Oの活動は、各加盟国政府の分担金のほか、非加盟国政府国際機関等からの特別拠出金をもってまかなわれている。

2. 二国間方式による協力

二国間方式すなわち援助国と被援助国の二国間の直接の話し合いにより援助が実施されるものとしては、まずコロンボ計画があげられる。コロンボ計画による援助は旧英国植民地国を中心として、1950年に発足したものであるが、わが国は、1954年（昭和29年）に当計画に加盟し、二国間援助を開始して以来、当計画に基づく技術協力は、わが国技術協力の中核をなしている。コロンボ計画に基づく対象国は、アジア地域等の当計画加盟国のみであるが、わが国としてはその他の低開発地域に対しても技術協力を行なうため、独自の技術協力計画を設け、それぞれ相手国との取極めに基づいて協力を行なっている。この種の計画として、昭和32年に開始された「中近東・アフリカ技術協力計画」、 「中南米技術協力計画」、昭和35年に開始された「その他アジア地域等技術協力計画」がある。以上コロンボ計画を筆頭とする4計画により、低開発諸国のほとんどすべてに対して技術協力を実施している。

上述の諸計画による技術協力は、その方法として被援助国の技術者をわが国に受入れて研修の機会を与えるいわゆる研修員受入れと、被援助国にわが国の専門家を派遣して現地において技術指導・調査研究活動をするいわゆる専門家派遣事業の二つよりなっているが、それらに加えて昭和33年度からは現地に一定の施設を設置し、技術の訓練・研究・経営指導等を行なう目的をもったいわ

ゆる海外技術協力センター方式が、新しく導入されることとなった。

海外技術協力センターは、研修員をわが国に招致して訓練することは一人当りの経費が多額に上り、おのずから量的な制約があること、研修員にとっても外国の異なった社会的・技術的環境の下におけるよりも、自国で訓練をうけた方が効果的な面があり、かつ大量養成が可能であること、また現地に専門家を派遣する場合にも、相手国内に適当な訓練施設が存在しないときは、効果的に目的を達することが困難であること等を考慮して開始されたもので、従って対象としては技術者の現地における量的養成を目途としているものが多いが、訓練・養成の前段階として“タイ・ヴィールスセンター”のように疾患に関する調査、実験室診断等の調査研究に重点がおかれているものもあり、さらに生産方法の教示、企業の開発指導など多角的運営が行なわれるようになってきている。

海外技術協力センターは、受入れ国の希望またわが国の諸事情を勘案して、業種・設置場所等を決定し、政府間協定を締結し、原則としてわが国からは機械施設・指導要員等を送り、被援助国は土地・建物その他の付帯施設を提供するという方式で運営されている。

この種技術協力センターは、農業、電気通信、繊維技術、漁業、水産加工、小規模工業、ヴィールス、道路建設技術等各分野にわたって、アジア、中近東・アフリカ、および中南米の各地十数カ所に設立または設立準備が行なわれている。

なおこれらの研修員受入れ、専門家派遣、海外技術協力センターの業務は、従来はアジア、中近東・アフリカ地域については、「アジア協会」が、中南米地域については「ラテン・アメリカ協会」がそれぞれ政府の委託業務として実施してきたものであるが、海外技術協力事業団の設立とともに、当事業団に一括引き継がれ、実施されることとなったものである。

次に、低開発諸国の公共的な開発計画に関する基礎的調査を行なういわゆる開発調査がある。これは道路、港湾、鉄道、通信、河川開発等いわゆる産業基盤に対する投資、開発に関する調査あるいは開発計画に関連する資源の調査などを行なうものであり、この場合調査の段階としては予備調査から場合によ

ては国際金融機関等に融資申請を行なうための feasibility Report 作成に至るものまでも含む多様なものである。この調査団の派遣はそれらの開発計画の策定等に対して技術的・専門的な協力をしようとするもので、相手国との合意により実施される。

当事業は昭和32年度に年間 1,500 万円の予算をもって「国際建設技術協会」への委託事業として始めたのが最初であるが、昭和37年6月「海外技術協力事業団」の設立とともに、この種事業は、当事業団において実施されることになった。

なお、この開発調査については外務省が主管しているもののほか、鉱工業などの分野は通商産業省の海外開発調査計画により行なわれている。

わが国の行なうこの種開発調査事業の中で最大規模のものは「メコン河下流域総合開発調査」である。メコン河の開発は、1954年にエカフェ総会で取りあげられ、次いで1957年に沿岸のカンボディア、ラオス、タイ、ヴェトナムの4カ国で構成する「メコン河下流域調査調整委員会」が設置された。現在この委員会を中心として他に米国、カナダ、フランス、日本等21カ国、12の国連機関、3財団、3会社等が協力して総合的な開発調査が推し進められている。

わが国としても、本計画への参加が東南アジアに対する経済協力を推進するうえにおいてきわめて重要な意義をもつ点を考慮し、上記委員会の要請に応じて、「メコン河総合開発調査会」のもとで、数回にわたり調査団を派遣してきた。当事業は「海外技術協力事業団」が設立されると同時に、当事業団に引き継がれて、一層の協力がなされている。

次に、昭和39年度から 5,000 万円の予算をもって、新たに機材供与事業を始めることとなった。この機材供与とは、従来の専門家派遣に伴う携行機材供与とは異なって、低開発地域の技術普及および発展、さらにはその経済開発に寄与するために機材を単独に供与することであり、主として相手国自身で技術指導を行なうことが可能であり、ただ機材の欠乏または不足のため技術の指導または普及を行ない得ないような場合を対象としている。ただし必要によっては、専門家を同時に派遣し、当該機材の機構の説明または取り扱いの指導をあ

わせ行なうこともある。

以上の諸事業は二国間方式による政府間技術協力として、政府から委託をうけて、海外技術協力事業団がその中心的業務として実施している。なお、米国とわが国の共同責任において、わが国で研修を実施する日米合同第三国訓練計画について付言する。当計画は日米間における協定により1954年に開始したものであるが、1964年6月までは、わが国は、付帯費のみを負担し、その他いっさいは米国の負担において研修を行なっていたが、現在は渡航費のみを米国または被援助国の負担とし、その他いっさいをわが国の責任と負担において研修を実施している。わが国としては、1965年度より当計画を全面的に廃止して、コロンボ計画により研修員受入れを大幅に拡充する方針である。

以上の各種技術協力計画は純粹にわが国独自の技術協力またはそれに近いものであるが、その他被援助国政府の要請により研修員の受入れ、専門家の派遣を行なっている。研修員の受入れに関しては、付帯経費の負担および研修の便宜供与を行ない、専門家の派遣に関しては適任者を選出し、相手国に対して推薦を行なうなどの協力をしている。

上記技術協力とは性格を異にするが、賠償による技術協力が実施されている。わが国はビルマ、フィリピン、インドネシアおよびヴェトナムのそれぞれの国との間に賠償協定を締結し、その一部として公共施設その他工場の建設、技術者の派遣、研修員の受入れ等技術協力を実施することをうたっている。フィリピン、インドネシアおよびビルマに関しては、技術者の派遣、研修員の受入れを実施してきた。賠償に準ずる性格をもつものとして、経済技術協力協定を結んでいる相手にラオスとカンボディアがある。ラオスに対しては上水道の建設を行ない、カンボディアに対しては農業・畜産・医療の3センターを設置し、運営を開始し、或いは開始の準備を進めている。以上のうち、フィリピンおよびインドネシアからの研修員受入れ、カンボディアのセンター設置・運営は海外技術協力事業団を通じて実施されている。

第2節 最近の技術協力事業の概況

海外技術協力事業団は昭和37年6月に設立され、従来多くの団体により分割実施されてきた各種の技術協力事業を、総合的に実施する体制が作り上げられた。爾來、事業団は現在第3年目の事業年度を迎えつつあり、その業務にも一段の充実・発展の跡がうかがえる。

以下、昭和38年度の事業を中心に最近の技術協力事業を概観する。

まず、予算的にみれば、海外技術協力事業団関係費（委託費・交付金および出資金）の合計は、昭和37年度、13億6,400万円に対し、昭和38年度は、15億2,000万円と前年対比1億5,600万円、11%増となっている。しかし、前年度に比し出資金の減額を考慮すると、実質の予算規模は約2億5,600万円、22%の増となっている。その主なる内容は、研修員のための施設等の整備、派遣専門家の待遇改善等が挙げられる。さらに、昭和39年度は、17億4,100万円と前年対比2億2,100万円、15%の増と拡充している。その内容で特記すべきことは、新たに機材供与事業を実施することになったことである。

次に各事業別にみると、第1に海外からの研修員の受入れ事業については、昭和38年度に新規に受入れた数は、856名にのぼり、これにより当事業が開始された昭和29年からの受入れ総数は、5,567名に達した。業種別には、農林水産分野が最も多く、昭和38年度までに2,041名を受入れている。その他では軽工業505名、教育分野436名、行政分野412名がこれに次いでいる。しかし、これを昭和38年度についてみると、農林水産業の254名について行政（111名）、建設（94名）、電気通信（90名）、運輸（59名）、軽工業（45名）等が多く、広く各産業分野について要請されてきていることがうかがえる。

国別には、東南アジア地域が主体をなしており、中でもタイ、インドネシア、中華民国、インド、フィリピンの占める割合は大きい。その他では、東南アジア諸国と比して規模は小さいが、中近東地域ではイラン、アフリカ地域ではアラブ連合、ナイジェリア、ガーナ、中南米地域ではブラジル、チリ、アル

ゼンティンが主なものとしてあげられる。

研修の方法としては、集団研修コースと個別研修の二方式に分けて実施しているが、昭和38年度に開設した集団研修コースは、当事業団の施設で行なう農業実習コース・漁業実習コースを始め、各分野にわたり40コースにのぼり、385名の研修員がこれに参加した。

なお、事業団固有の研修員受入れ施設としては、従来、茨城国際農業研修会館、三崎国際水産研修会館および名古屋国際研修会館があり、それぞれ専門分野の集団コースを開設してきたが、これに加えて「中央研修センター」が建設されることとなった。すなわち、東京に研修員のための宿泊施設と研修施設を兼ねそなえたセンターを建設することは、事業団設立当初からの念願であったが、昭和37年度から昭和39年度にわたり4億円の政府出資を得、さらに民間資本をあわせて約5億円の経費により、昭和38年10月からその建築工事が開始され、昭和39年9月1日完成開館した。

第2に専門家派遣事業について述べると、昭和38年度中において現地で活躍した専門家は198名である。そのうち102名が同年度に新規に派遣されたもので、96名は前年度からの継続派遣者である。これにより、当事業が開始された昭和30年度からの派遣総数は671名に達した。これを業種別にみると、研修員受入れの場合と同様、農林水産関係が最大で279名となっている。さらに軽工業分野の84名、厚生分野73名、電気通信分野53名がこれに続いている。昭和38年度における主な分野と派遣数は、農林水産関係が54名、鉱業分野が27名、電気通信分野が26名、厚生分野23名、となっている。派遣対象国としては、東南アジアが主体をなしており、タイ、セイロン、パキスタン、インド、インドネシア等が主なものである。

また、昭和38年度から新たに青年技術者派遣事業を開始した。これは一般の専門家派遣が、相当高度の知識・技術をそなえた者の派遣であるのにたいし、中級程度の技術・技能により相当の効果をあげるとみられる分野への協力事業であり、比較的年齢の若い技術者が派遣されることとなった。昭和38年度中にインドネシア、マレイシア、インドに対する日本語教師6名、タイに対する衛

生検査技師2名、カンボディアに対する牛疫ワクチネーター1名、計9名が派遣され、さらに昭和39年度に入りマレーシアに写真技師1名、カンボディアに牛疫ワクチネーター1名が派遣され、今後この事業を発展させていく先駆として活躍が期待されている。

なお、専門家派遣事業を効果的に実施するためには、優秀な専門家を確保することが肝要であるが、そのための要件の一つとして従来から派遣専門家の待遇改善が提唱されてきたが、この点については昭和38年度から可成りの改善が加えられた。

第3に機材供与事業については従来から専門家派遣に伴う機材供与が行なわれており、その主なものとして、インドネシアに派遣した医療診療団が携行供与した診療器具類、カンボディアに対する電気通信関係機材がある。

さらに昭和39年度からは新たに機材のみを単独に供与する方式を採用した。これは施設あるいは機材の不足のため技術の指導または普及が行ない得ないようなものに対し、これを補うことにより開発の効果的な推進に寄与しようというもので、先進援助諸国の間ではすでに前々から盛んにこの種の方式の援助が行なわれていたものである。わが国に対する要請も可成りあったが、わが国ではこの種要請に正確にマッチし得る援助制度が従来確立されておらず、前述の専門家携行機材の枠内で処理してきた。この意味で本事業は、援助協力の制度として画期的なものといえよう。

第4に、海外技術協力センター事業に関しては、昭和37年度までに業務を開始したものに、東パキスタン農業技術訓練センター、タイ・ヴィールセンター、インドの4カ所の模範農場等9センターがある。昭和38年度において業務を開始したセンターとしては、アフガニスタン小規模訓練センター、インド水産加工技術訓練センターがあげられる。その他、パキスタン電気通信研究センターおよびブラジル繊維工業技術訓練センターは、昭和38年度中に機材の購送を完了し、一部要員を派遣した。その後、昭和39年度に入り、ほぼ要員の派遣を終了し、前者は業務開始、後者は39年度中に開始の予定となっている。

ガーナ繊維訓練センターは、昭和38年度中に機材の購送を終了し、昭和39年

度に入りガーナ側補助指導要員をわが国に受入れて研修を実施するとともに、要員派遣の準備をすすめている。ケニア小規模工業技術訓練センターについては、昭和38年度において実施調査団を派遣し、それに基づき昭和39年度には機材の購送、要員の派遣を終了するべく業務をすすめている。またケニア側補助指導員を受入れ、研修を実施した。インドの模範農場については、インド側からさらに4カ所増設の強い要望があり、昭和39年3月にそのための実施調査団を派遣し、設置場所を決定し、その後引き続き昭和39年度に入り機材の調達、要員の人選等の業務を行なっている。タイ道路建設技術訓練センターについては、昭和39年5月に実施調査団を派遣し、昭和40年3月頃開所を目途に諸般の準備を進めている。

第5に、開発調査事業に関しては、昭和38年度は、メコン河総合開発計画調査活動に参加しているわが国の協力として、前年度に引き続きカンボディア国サンボール地点総合開発調査報告書作成のため、雨季・乾季の2回にわたり調査団を派遣したほか、ヴィエトナム国内の支流スレポック上流地点の農業灌漑を主目的とするダム建設計画調査のための水文調査を含めて第3回目の調査団を派遣した。その他昭和38年度の調査団の派遣は、東南アジア地域に対して、東パキスタン（ダッカ・ブリガンガ河）橋梁架設計画調査、カンボディア国灌漑および森林開発計画調査等8件、中南米地域に対しボリヴィア電源開発計画調査、パラグアイ国鉄道開発計画調査等6件、そして中近東・アフリカ地域に対し、アラブ連合砂漠地域開発計画調査、スーダン、タンガニカ中小工業開発計画調査等5件にのぼっている。

昭和39年度の開発調査は、38年度とほぼ同規模で事業をすすめる方針で、昭和39年10月までに、東西パキスタン中小工業開発計画調査、フィリピン工業化計画基礎調査等数件を実施したほか、第3次サンボール地点開発調査のため、現地に雨季調査団を9月から、乾季調査団を11月から派遣した。

第6に、賠償による技術協力として、事業団はインドネシアおよびフィリピンからの研修員受入れ事業を実施してきた。インドネシアからは、昭和38年度に34名を受入れ、従来からの総計290名となり、その主要分野は農林水産部門、

重工業部門および経営技術となっている。また、フィリピンからは昭和38年度を初年度として水産関係1名を受入れた。(なお、この賠償研修員の実績数は、前述研修員の実績にも含めた。)

また、カンボディア国との間に締結された経済協力協定に基づき、実施の運びとなった農業・畜産および医療の3センターの建築工事も昭和38年度中に完成し、昭和39年7月までに機材購送および要員派遣もほぼ終了し、その後医療センターは8月に正式に業務を開始した。

その他、昭和38年度から海外技術協力事業団は新たに、国際連合機関の行なう技術協力に対する協力業務、および低開発諸国が自国の負担において派遣を要請してくる専門家の推薦業務を実施することが、主務大臣より認可され、これらの業務を開始した。このうち国連に対する協力業務とは、国連が派遣する専門家の推薦および国連が技術協力に関連する機材をわが国で調達するに際してこれに対する協力業務等で、いわゆる多国間方式による技術協力に貢献するものとしてその意義は大きい。これにより、昭和38年度には、国連専門家として2名が採用され、また約2億900万円にのぼる機材の調達斡旋を行なった。

第3節 技術協力の問題点

南北問題は今や世界が当面している最大の課題であり、各先進諸国による低開発諸国に対する援助活動は、ますます拡充強化されつつある。わが国も8条国への移行、OECDへの加盟等を背景として先の国連貿易開発会議、IMF東京総会等においては、対外援助への積極的な態度を表明しているが、この義務を履行するためにも、従来の経済協力のあり方、その一環としての技術協力について、規模・質の両面にわたり再検討を加え、積極的な体制と方策を確立する必要があるだろう。ここでは、海外技術協力事業団が行なっている技術協力の当面の問題点についてふれることとする。

1. 援助規模の拡大

昭和38年におけるわが国の技術援助実施額は、二国間方式によるものと国連計画への拠出を含み、729万ドルであるが、これはDAC加盟12カ国中、オランダの753万ドルに次いで第10番目である。また、DAC加盟諸国による技術援助額は、経済援助総額の約10%を占むるに至っているが、わが国はわずか2.8%にすぎない。この点については、DACの年次審査の際にも、また同議長ソープ氏来日の際にも、日本の技術援助額が非常に低いことが指摘された。開放経済に移行したわが国としては、いわゆる経済協力の形態による国際協調が今後の国際経済・外交上の主要な施策になることはいまでもないところである。とくに、その一環としての技術協力は、単に低開発国の技術・知識水準の向上に貢献するばかりか、わが国の技術・産業・商品等についての認識を低開発国に深めさせることにより、彼我の文化・経済関係に永続的に好ましい体制を作り上げることができるものであり、しかもわが国には低開発諸国との関係で自然的・社会的・技術的条件で技術協力を行なうに当たっての多くの利点を有している。わが国が先進国として果たすべき役割に対する期待が高まりつつあるとき、技術協力の規模が現状にとどまっていることはとうてい許されないことであろう。また、事業の内容からみても研修員の受入れ、専門家の派遣、海外技術協力センターの設置といった従来の方式に、新たに開発事業に対するコンサルタント的業務、開発に必要な諸種の機材の供与といった新しい方式のものを加えて行ないつつあり、これらの事業を総合的に運営する前向きな態度を積極的にとるべき時期であると思われる。

2. 事業内容の改善

1. 低開発諸国の人材をわが国に受入れて研修する研修員受入れ事業で特に問題となることは、わが国の特殊事情でもあるが、英語等の第三国語を介して研修が行なわれること、外国人研修に専念できる専門家および適切な研修施設が不足していること、滞在費その他の生活環境が必ずしも十分でないこと等があ

げられる。もちろんこのような諸問題の改善・解決のためには、事業団発足以来非常な努力が重ねられつつあり、言葉の問題の解決については、(イ)研修監理員(通訳を兼ねた監理者)制度の整備、(ロ)外国語に堪能な講師陣の編成、(ハ)研修員に対する日本語教育の実施等の措置がとられ、また、研修・宿泊施設については、東京に「中央研修センター」が建設され、さらに研修については、集団研修コースの整備・充実に意が用いられてきた。

しかしながら、今後の量的な拡大を考慮すれば、現状にはなお不十分な面が多い。受入れの規模に見合わせて優秀な研修指導員・研修監理員を確保することがまず必要とされる場所である。さらに研修・宿泊施設については、「中央研修センター」の開所により不便はかなり緩和されたが、今後、関西方面等に同様のセンターの設置を考慮する必要がある。また、研修内容について言えば、現在は集団コースによる方式が大きなウエイトを占めているが、この方式は多くの利点を有している反面、各研修員の能力格差、被援助諸国間の技術水準の格差等からくる問題もあるので、これと平行して個別研修の充実、両者の組合わせ等が今後改善すべき課題であると考ええる。

なお、研修員の滞日中の生活をまかなう滞在費は現在1日1,800円(5ドル)であるが、生活の実状からみてまた国際的水準からみても、その増額が考慮されねばなるまい。

2. 低開発諸国が必要とする技術者・専門家を海外に派遣する専門家派遣事業の問題としては、まず、わが国内の技術的人材に対する需要の高さから、国際社会において遜色のない技術能力を有した人材を得ることが、非常に困難となっている実情があげられる。これと関連して、派遣に伴う身分上の不安定もその原因となっていよう。しかしながら、専門家派遣事業は、その「人」を得ることが根本的なことであり、何らかの解決策を見いだす必要がある。

その一つとして、昭和38年から専門家の待遇改善の措置がとられ、また、専門家に対する語学研修についても、同年度から部内に語学研修室を設け、派遣前教育を実施しているが、これについても専門家の現職との関係から、十二分の効果を発揮しているとは言いがたい。語学研修をふくめ、専門家が事前の準

備を完全にし、さらに帰国後も業務の取りまとめ等に専念できる体制を整備する必要がある。このことは、さらに発展して技術協力のための専門家を養成し、プールして確保できるということにもなると考える。

なお、専門家の子弟の教育上の問題、保健・衛生等々の問題が、外地勤務を拒む要因ともなっており、これらの問題解決への策を講じることも必要であろう。官民諸機関のこの事業に対する深い関心が期待されるところである。

3. 海外技術協力センター事業実施上の問題点としては、専門家派遣事業と同様、優秀な要員がなかなか得られないことがまず挙げられるが、この点については前述したとおりである。次に現在の海外技術協力センターの多くは、現地技術者の訓練・養成を大きな目的の一つとしているが、この場合、当該センターの業務を効果あらしめるためには、要員に人を得ることのほか、機械・設備の充実、優秀な訓練生の募集、訓練終了後の就職問題等が挙げられる。

供与する機材設備については、事前に調査団を派遣し、関係者間において十分検討のうえ決定しているが、予算上その他の制約もあり、時として現地の実情に合わないものが調達されている例もみられ、補充機材の供与等、弾力的措置が望まれる。優秀な訓練生の確保および訓練終了後の就業の問題は、むしろ相手国の問題であり、同時にセンター内部限りで処理できないものであるが、これはセンター運営の基本的問題にも連らなる点であり、今後の一つの課題であろう。また、センターによるわが国の協力期間は、わが国と対象国との二国間協定に基礎を置いているわけであるが、通常3カ年程度という短期間となっている。このため、既存の各センターは協力の延長を行なっている実情である。将来の現地指導員の養成、わが国専門家の継続派遣等により、引継ぎの円滑化を図る必要がある。さらにセンターの性格については、単に訓練を目的とするばかりか、生産、展示、研究、調査等の活動をするものもあり、多様にわたってきている。インドの農業センターのように日本式稲作の展示を主とするもの、タイのヴィールスセンターのように研究所的性格のもの、パキスタン電気通信研究センターの電気通信方式および機器の研究開発部門、ケニア小規模工業技術訓練センターの経営調査・相談部門のように、新しい構想を加えた

ものなどがその例である。いずれにせよ、センターの問題は、われわれが国内で画一的に考えて行なっては解決できにくい多くの問題がある。とくに弾力的かつ積極的な措置をとることが必要であろう。

4. 低開発諸国の公共的な開発プロジェクトに対して、基礎的調査を行なう、いわゆる開発調査事業の問題点としては、(1)プロジェクトの選定の方法、(2)調査完了プロジェクトに対するフォロー・アップ、(3)民間コンサルタントの育成、等の問題があげられる。とくに、調査対象プロジェクトの選定は、その後のフォロー・アップとも関連して重要な問題である。効果的なプロジェクトを得るためには、単に受動的に相手方の要請をまつだけでなく、積極的に有望なプロジェクトを発くつし、相手方にもサジェストするような体制をつくる必要があらう。また調査後のフォロー・アップの問題としては、この事業が直接資金協力その他の経済協力と結び付く性格のものであることから考えても、とくに重要である。この調査を資金協力と結びつけ、ひいては、わが国の各業界の海外進出、プラント輸出等と連携を強化すべきであらう。また、フィージビリティ・レポートを作成することを目的とするような調査をする場合には、正当な対価を支払うことにより、公平なすぐれたコンサルタント会社を選ぶことが肝要で、そのための確たる体制を早急に整備すべきであらう。ともかくも、この事業が対象としているところは、基礎的・総合的な調査、資源調査、投資前調査を含む広範なものであり、これに対応し効果を挙げるためには、それ相応の確固たる体制が必要である。

5. 昭和39年度から新たに開始された機材供与事業は、従来の主として人を通じて行なう協力方式とは趣を異にし、技術の改善・普及に寄与する機材を供与するものであり、初年度においては、5,000万円の予算が計上された。最近、開発に必要なとされる諸機材類に関する低開発諸国の要請は増加の一途をたどっているが、これに対しては従来は、派遣専門家の携行機材の範囲で要請にこたえていたに過ぎない。しかし、これとしても限界にきていた経緯もある。当事業の実施により、わが国の優秀な諸機材類が低開発諸国の開発に必要な部門で利用されることになり、ひいてはわが国の機械類輸出の尖兵の役割を果たすこ

とになるものと思われる。アメリカ、カナダをはじめ各先進諸国は、この方式による技術協力に従来から多くの予算を充当し、人を通じての各方式と組合わせて強力な効果をあげている。わが国としても、この方式による協力を今後積極的に拡充強化すべきであろう。

6. 以上は、それぞれの事業に固有の問題であるが、さらに各事業を通じ共通の問題点の主なものを挙げると、まず第1に、低開発諸国のわが国に対する協力要請の背景、技術的環境等についての十分な調査を行ない、これに基づいて計画を立案し、事業を進める体制が未だ不十分なことが指摘される。このことは、技術協力事業を効果的に実施するまず第一歩として、極めて重要である。事業団としても外務省と緊密な連絡をとり、適正な計画策定に努力しており、さらに海外調査、各事業のエバリュエーション等を通じ、低開発諸国の実情を把握する体制を整備しつつあるが、今後ともこれを組織的に充実して行く必要がある。

第2に全般的にみて、アフター・ケアが不足していることが挙げられる。実施した協力事業の効果をなおいっそう高めるためにも、また、事業効果を蓄積し拡大するためにも、事業実施後の状況を把握するばかりか、例えば、帰国研修員からの技術的相談に応じるとか、さらに必要な協力を継続するなど、いわゆるアフター・ケアに一層の意を用いることが肝要である。これは事業団として是非とも力を入れたいところである。

第3に技術協力各事業間の有機的関連性、および技術協力と経済協力全般との調整をより緊密にする必要があることである。研修員受入れ、専門家派遣、海外センター設置等の方式による協力が、個々ばらばらに行なわれていたのではその効果が薄くなることもあり得る。海外センターの現地要員を事前にわが国で研修するとか、開発調査終了後、そのプロジェクトの具体化のために引き続き専門家を派遣するなど、現在でも相互に関連をもって事業を進めているが、さらに例えば海外センターにおける訓練内容と、わが国で行なう研修員受入れ集団コースの内容を密接に関連づけるなど、よりきめの細かい配慮も必要であろう。要すればそれぞれの事業を有機的に関連させ、一つのプロジェクト

に対して、多角的・集中的に協力し、効果を挙げる方向を検討する必要があるのではなからうか。いずれにせよ、技術協力の方式は固定したものがあるのではなく、現実の要請に応じて変化しつつあり、また、今後も流動変化することが予想されるので、従来の方式を固定的に踏襲するのではなく、新しい効果的な方式ないし態様を積極的に開拓していかねばならない。そのほか、二国間方式による各協力方式と、多国間方式とによるものにまたがる受入れ・派遣等の調整の問題があろう。

なお、相手国の経済開発段階あるいはプロジェクトによっては、技術協力のみでなく、資金協力と結びついた協力の要請が多くみられる。わが国の経済協力全般の在り方とも関連する問題であるが、技術協力と資金協力の結び付きをより緊密にする方策を確立する必要がある。

第4に、以上述べた問題と関連して、在外組織の充実が要請されてくる。アメリカのA I Dは、各地に在外事務所をもち、膨大なスタッフを擁して業務を進めている。これに対し、わが国は在外公館が通常のチャンネルとなっているが、このほか、事業団としてはタイに海外事務所1カ所を有しているのみである。事前調査・事後の効果の測定、アフター・ケア、専門家・研修員の世話、その他、必要な情報の収集、事務上の大小の連絡などをさらに充実して行なうには、その増設等を真剣に考慮すべきである。少なくとも、主要対象国には、すべて事業団の海外事務所が設置されることが望ましい。

第5に、技術協力事業実施上の国内的な隘路として非弾力的な予算制度が挙げられる。技術協力事業は外国を相手とし、しかもその意向や態度に左右されることの多い仕事であり、また外国の地において実施されなければならないという不確定要素の多い仕事でもあるので、そのような制約の極めて少ない状態を前提として作られた現行の予算制度の適用については、弾力的な配慮が必要ではないかと考えられる。すなわち多年度主義予算を採用するとか、あるいは予備費的な費目を考えると、費目間の流用をより容易にするなどの措置を検討する必要がある。

第6に技術協力全般を通じ基本的に必要なことは、この事業に対する国民的

理解である。技術協力事業は、その性格からみて国家的事業であり、援助規模の拡大についても、その必要性についての認識が基礎になることはいうまでもない。さらに技術協力の実施面をみても、技術協力はその対象とする分野は広範多岐にわたり、かつ多数の各分野の専門家を動員して行なわなければできない仕事であり、広く民間関係機関に協力を仰がねばならない。そのため政府機関はもちろんのこと、民間企業をはじめ広く国民全体に対し、わが国の行なう技術協力の趣旨・意義・実態等をPRし、その理解を深める必要がある。

3. 技術協力の効果の拡大

技術協力事業は、ただ単に以上記述してきた諸方式を通じて、わが国の技術を対象国に伝播するのみでなく、これらの方式による協力が資金協力を、さらには文化交流・技術交流へと結びつくものである。したがって、各技術協力方式の実施のみをもって成果をうんぬんするにとどまらず、その効果を広く発展させることが必要である。調査活動・輸出金融・商社活動・文化技術・交流活動等との連けいを一層緊密にするため、それぞれの専門機関と有機的に連携を保っていかなければならないと考える。